

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	障がい者支援課	整理番号	3-3
処分の種類	特別障害者手当の支給停止			
根拠法令条例等・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5			
処分の概要	手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5(11条第1号及び第2号準用)に該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の規定において言い尽くされているため。) 【参考】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5			
基準の制定根拠	—			